

						い ては、会計管理課長の合議を省略することができる。
オ ウのうち軽微な変更			○			
カ 業務の調査又は検査			○			
キ 指定の取消し	○				総務部長 財政課長 行政管理課長 教育政策課長	
ク 業務の全部又は一部の停止	○				総務部長 財政課長 行政管理課長 教育政策課長	
ケ 利用料金の承認			○			

別表中12の(18)のキの項を削り、12の(18)のクの項を12の(18)のキの項とし、12の(18)のケの項を12の(18)のクの項とし、12の(18)のコの項を12の(18)のケの項とし、12の(18)のサの項を12の(18)のコの項とし、12の(18)のシの項を12の(18)のサの項とし、12の(18)のスの項を12の(18)のシの項とし、12の(18)のセの項を12の(18)のスの項とし、12の(18)のソの項を12の(18)のセの項とし、12の(18)のタの項を12の(18)のソの項とし、12の(18)のチの項を12の(18)のタの項とし、12の(18)のツの項を12の(18)のチの

項とし、12の(18)のテの項を12の(18)のツの項とし、12の(18)のトの項を12の(18)のテの項とし、12の(18)のナの項を12の(18)のトの項とし、12の(18)のニの項を12の(18)のナの項とし、12の(18)のヌの項を12の(18)のニの項とし、12の(18)のネの項を12の(18)のヌの項とし、12の(18)のノの項を12の(18)のネの項とし、12の(18)のハの項を12の(18)のノの項とし、12の(18)のヒの項を12の(18)のハの項とし、12の(18)のフの項を12の(18)のヒの項とし、同表13の(1)の項中「12の(18)のク、コからシまで、セ、タからツまで及びト」を「12の(18)のキ、ケからサまで、ス、ソからチまで及びテ」に改め、同表13の(2)の項中「12の(18)のク、コからシまで、セ、タからトまで、ニ、ヌ及びヒ」を「12の(18)のキ、ケからサまで、ス、ソからテまで、ナ、ニ及びハ」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育次長の権限に属する事務決裁規程（平成28年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の(17)の項を同表2の(18)の項とし、同表2の(16)の項中「(15)」を「(16)」に改め、同表2の(16)の項を同表2の(17)の項とし、同表2の(15)の項の次に次のように加える。

(16) 児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースへの記録等 (法第18条の20の4第2項)		○				
---	--	---	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。